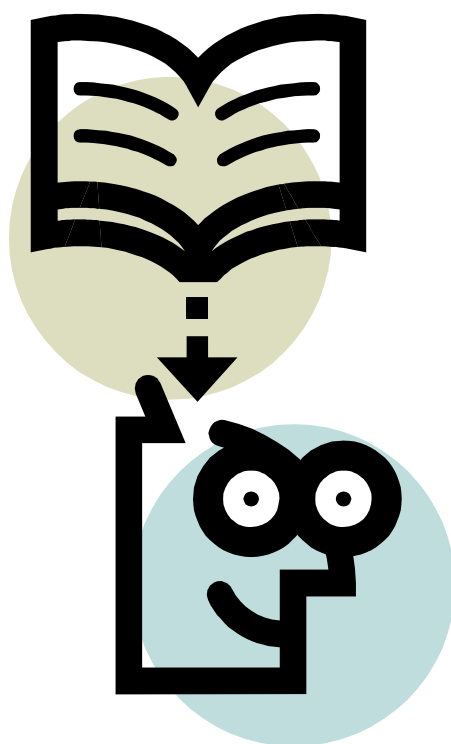


危機管理対応マニュアル

国際交流（外国人留学生受入れ・学生の海外留学）編



愛知教育大学

2007年5月

- 目 次 -

| | |
|--|----|
| 1 . 国際交流（外国人留学生受入れ・学生の海外留学）に関する 危機管理の必要性とその必要なケース | 1 |
| 2 . 受入れ外国人留学生の危機管理対応 | 2 |
| 3 . 学生の海外留学の危機管理対応 | 8 |
| (1) 学生の派遣前の危機管理対応 | 8 |
| (2) 学生の派遣後・危機発生時の危機管理対応 | 9 |
| (3) 海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準 | 11 |
| 4 . 派遣（留学）学生が行うべき危機管理対応 | 15 |
| | |
| 様式 1 : 留学届 | 17 |
| 別表 1 : 愛知教育大学における国際交流（外国人留学生受入れ・学生の海外留学） に伴う危機管理対策本部組織図 | 18 |
| 別表 2 : 外国人留学生に対する危機管理対応体制（国内・国外連絡網） | 20 |
| 別表 3 : 海外留学時の危機管理対応体制（国内・国外連絡網） | 22 |
| 別表 4 : 事件・事故等発生時の連絡網の体制（学内連絡網） | 24 |
| 別表 5 : 事件・事故等発生時の対応体制 | 26 |
| | |
| 国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程 | 28 |



1. 国際交流（外国人留学生受入れ・学生の海外留学）に関する危機管理の必要性とその必要なケース

| 事項 | 業務要領 |
|--------------------------------|--|
| <p>1. 危機管理の必要性</p> | <p>本学においては、国際交流の進展とともに外国人留学生の受入れや学生の海外留学、語学研修などで海外の大学等へ学生の派遣の機会もより一層増加することが予想される。</p> <p>それに伴い、危機予防などの観点から受け入れた留学生や海外へ学生を派遣する際の大学としての安全配慮義務を全うするとともに、危機発生時の大学として対応すべき内容をあらかじめ策定する。</p> |
| <p>2. 危機管理対応の必要なケース</p> | <ol style="list-style-type: none"> (1) 本学へ受け入れた外国人留学生のための危機予防策と危機発生時における対応をマニュアル化する。 (2) 学生を海外へ留学などで派遣する前に大学が危機予防の観点から準備及び措置すべき事項を明らかにし、マニュアル化する。 (3) 学生を海外へ派遣した後及び派遣中に危機が発生し、それに伴い大学として必要となる対応の内容を策定する。 (4) 海外へ留学などのため学生を派遣する場合や留学中などの学生に対し、留学などの実施、中止や延期、継続、帰国等の判断をするためのガイドラインをあらかじめ作成しておく。 (5) 危機発生の予防及び安全確保、危機発生時の学生が行うべき危機管理対応も明らかにしておく。 |



2. 受入れ外国人留学生の危機管理対応

Crisis Management for International Students

| 事項 | 業務要領 |
|--|--|
| <p>1. 受入れオリエンテーション時の説明事項等</p> | <p>受入れオリエンテーション時に大学が説明すべき注意事項及び準備すべき事項</p> <p>(1) 外国人留学生身上記録（住所、電話番号、e-mail 等記載）を大学へ提出させる。</p> <p>(2) ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外に出る場合は、大学へ届け出をするよう説明する。</p> <p>(3) 定期健康診断受診や保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等）への加入を強力的に勧める。</p> <p>(4) 危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。特に休日の連絡窓口（担当者）は明確にしておく。</p> <p>ここでいう危機とは、(ア) 自然災害（地震、台風など）(イ) 犯罪（被害、加害）(ウ) 車両事故・火災事故、(エ) 健康・衛生（難病、SARS を含む）(オ) 異文化適応、(カ) その他（人間関係、ハラスメント、学業、進路、学費などに関する問題）である。</p> <p>(5) 外国人留学生が一時帰国する場合の自らの危機管理対応（特にテロ、内乱、SARS 発生時など）については、本マニュアルの「4. 派遣（留学）学生が行うべき危機管理対応」（p. 15）に準ずる。</p> |
| <p>1. Items to be Explained at The Orientation for New International Students</p> | <p>Items to be prepared before and explained at the orientation for new international students.</p> <p>(1) Instruct students to submit their personal records as an international student (including address, phone number, e-mail, and others) to the university.</p> <p>(2) Explain students to notify the university when applying for visas (renewal), participating in academic conferences, returning home temporarily, and leaving Japan for personal reasons.</p> <p>(3) Strongly encourage students to take periodical health check-ups and join insurances (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.)</p> <p>(4) Enhance liaison for outbreak of crises. Especially, clarify the liaison (contact person) for holidays.</p> <p>Crises discussed here are (a) natural disasters (earthquakes, typhoons, etc.), (b) crimes (victim, perpetrator), (c) car accidents/fire accidents, (d) health/hygiene (including incurable diseases and SARS), (e) cross-culture adaptation, (f) others (problems including human relationship, harassment, academic work, career, and tuition)</p> <p>(5) When international students return home temporarily, their crisis</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | management (to terror, civil war, and SARS) must be based on the "4. Crisis Management for Students Going Abroad" (p.15) of this manual. |
| 2. 平常時の安全確認 | 平常時は以下の事項について大学は十分安全管理を行う。 (1) 外国人留学生身上記録（住所、電話番号、e-mail 等記載）の変更等の管理を行う。 (2) ビザの更新等の把握、学会参加、一時帰国、私事旅行などで国外に出る場合の届け出管理を徹底する。 (3) 定期健康診断の受診を徹底する。 (4) 保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等）への加入状況を把握する。 |
| 2. Ordinary Safety Control | Safety control of the following items must be fully conducted by the university at all times. (1) Manage international students' personal records (such as address, phone number, e-mail, and others) including changes. (2) Take thorough management of international students' notifications concerning visa applications (renewal), participation in academic conferences, temporary return, and leave from Japan for private reasons including travel. (3) Strongly encourage international students to have periodical health check-ups. (4) Grasp the insurance situation (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.) of international students. |
| 3. 危機発生時の対応等 | 本学の外国人留学生に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の協力も得て、原則として別表1、2、4、5（p.18、20、24、26）に基づき行う。 |
| 3. Crisis Response | In case international students get in dangers, responses and information gathering will be based basically on the charts 1, 2, 4, and 5 (p.19, 21, 25, and 27), with assistance from related institutions. |
| 4. 想定される危機と対応 | 大学は、以下の事項を受け入れオリエンテーション時に説明し、注意を喚起する。 |
| 4-1. 自然災害 (A) 地震対策 | 地震対策のための説明事項 (1) 地震にあってもあわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）する。 (2) 地震が発生したらガス器具の元栓を閉じ、電気機器などの電源を切ってから、避難する。 (3) 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などをチェック |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>(B) 台風・水害 対策</p> | <p>し、家具の転倒防止等の対策をしておく。</p> <p>(4) 津波の恐ろしさを知っておく。</p> <p>(5) 愛知教育大学地震防災ハンドブックを配布する。</p> <p>台風や水害に備えるための説明事項</p> <p>(1) 台風や大雨の際には川、海には近づかない。また、むやみに出歩かない。</p> <p>(2) 日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などのチェックをし、確認しておく。</p> <p>(3) 台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらう。</p> |
| <p>4-2. 犯罪対策</p> | <p>加害者にならないようにわが国の法律を遵守すべきこと、また、被害に遭った時の以下の対応法を周知する。</p> <p>(1) 警察（110）、救急（119）への連絡と、大学対応者への連絡（連絡窓口周知）を忘れないように徹底する。</p> <p>(2) 被害に遭った時の警察、病院との対応の場面などで言葉の問題があり、大学の相談者（通訳等）が欲しい場合の対応方法も周知しておく。</p> |
| <p>4-3. 交通事故・ 火災事故対策</p> | <p>交通事故・火災事故防止等の安全確保のための説明事項等</p> <p>(1) 自動車や単車に乗る場合はあくまでも自己責任の重さを認識するよう徹底する。</p> <p>(2) 自動車や単車に乗る場合は、必ず任意保険に入ること。</p> <p>(3) 事故の報告：警察(110)、救急（119）への連絡と、大学対応者への連絡（連絡窓口徹底）を忘れないよう指導する。</p> <p>(4) 言葉の問題があり、相談者が欲しい場合の対応も周知しておく。</p> <p>(5) 火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入するよう勧める。</p> <p>(6) 火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口などは入居時に必ず確認するよう指導する。</p> <p>(7) 宿舍に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認するよう指導する。</p> <p>(8) 大学は、交通事故死を想定して、初動対応（遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経済的な問題、パスポート・ビザ、遺体安置と葬儀）の要点を日頃からシミュレーションしておく。</p> |
| <p>4-4. 健康・衛生 対策</p> | <p>健康・衛生面に関する説明事項等</p> <p>(1) 定期健康診断受診を徹底させる。</p> <p>(2) 長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口をはっきり示しておく。</p> <p>(3) 国民健康保険未加入による問題点や保険が効かない事態を想定し、説明しておく。</p> <p>(4) 入学時、来学時の既往症をチェックし、日頃から外国人留学生の健康状態を把握しておく。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(5) 重篤な病気や難病指定を受けた場合などは、留学の継続が困難となり受入部局の長等の判断で母国へ帰国させる可能性もあることを周知しておく。</p> <p>(6) 最悪の事態を想定した対応策（保険を使うのが望ましい）を考えておく。例えば、病気入院を想定し、それが危険な手術・難病であったとして、以下の点からシミュレーションをしておく。</p> <p>対策チームの編成をどうするか。</p> <p>手術までの対応（症状説明（言葉の問題）、親の呼び寄せ同意、入院時の保証人確保）を考えておく。</p> <p>手術後、退院後の介護サポート体制（本人の要望の把握と対応）の問題を視野に入れておく。</p> <p>経済的な問題（医療費、保険加入状況、本人の在学身分と学費、退院後の生活費）を検討しておく。</p> <p>病死なども想定して対応を検討しておく。</p> |
| <p>4-5. 異文化対応</p> | <p>生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケア・サポート）体制を明確にし、説明しておく。</p> |
| <p>4-6. その他</p> | <p>人間関係、あらゆるハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明しておく。言葉の壁がないような対応方法も考えておく。</p> |
| <p>4. Predictable Crises and Responses</p> <p>4-1. Natural Disasters</p> <p>(A) Earthquakes</p> <p>(B) Typhoons and Floods</p> | <p>Following items must be explained to new international students at the orientation, and make sure students pay close attention to them.</p> <p>Concerning earthquakes</p> <p>(1) In case of earthquake, do not panic and evacuate with composure by protecting one's head with a cushion or something soft.</p> <p>(2) In case of earthquake, turn off all gas and electrical equipments, then evacuate.</p> <p>(3) Always have portable radio, flashlight, and drinking water ready, check the location of the shelters, and take measures against overturning of furniture.</p> <p>(4) Be aware of the danger of tsunami.</p> <p>(5) Hand out the university handbook for earthquake prevention.</p> <p>Concerning typhoons and floods</p> <p>(1) In case of typhoons and heavy rains, do not approach to rivers and seas.</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4-2. Crimes</p> | <p>(2) Always have portable radio, flashlights, and drinking water ready, and check the location of the shelters.</p> <p>(3) In case of typhoons or heavy rains, check the weather condition on TV or radio, and pay close attention to the situation.</p> <p>Make sure to explain students to abide by the Japanese law in order to avoid becoming a perpetrator. Also instruct following measures in case they get damaged.</p> <p>(1) Call the person in charge of the university as well as the police (110) and the emergency services (119).</p> <p>(2) Contact the appointed place when they need an adviser (interpreter) due to a language barrier with a police and a hospital.</p> |
| <p>4-3. Traffic and Fire Accidents</p> | <p>Concerning traffic and fire accidents.</p> <p>(1) Make students fully aware of their responsibilities upon driving a car or riding a motorcycle.</p> <p>(2) Make sure students join a voluntary insurance before driving a car or riding a motorcycle.</p> <p>(3) Instruct students to notify the police (110) and emergency services (119) as well as the person in charge of the university in case of an accident.</p> <p>(4) Make sure students know what to do when they need an adviser in case of a language barrier.</p> <p>(5) Strongly encourage students to join a fire insurance such as the "Comprehensive Renters Insurance for Foreign Students Studying in Japan", in preparation for fire accidents.</p> <p>(6) Instruct students to check the locations of the fire extinguisher, evacuation route, and emergency exit in preparation for fire, when they first move into a new place.</p> <p>(7) Instruct students to check how to handle the fire extinguisher in their residence.</p> <p>(8) Under the assumption that a student has been killed in a traffic accident, the university should conduct simulations of the initial responses (identification of the body, contact with the family, family's visit to Japan, financial problems, passport/visa, morgue and funeral arrangement) on a routine basis.</p> |
| <p>4-4. Health and Hygiene</p> | <p>Concerning health and hygiene</p> <p>(1) Strongly encourage students to take periodical health check-ups.</p> <p>(2) Define who to contact and consult in case of students' long- term sick leave.</p> <p>(3) Explain the problems caused by not joining the National Health Insurance and cases that will not be covered by the insurance.</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>(4) Check diseases students had when they arrived at Japan or entered the university, and always take hold of students' health condition.</p> <p>(5) Explain the possibility that students may be sent back to their country if they get seriously ill or suffer from an incurable disease, and the university decides that it is difficult for them to keep studying in Japan.</p> <p>(6) Think of measures for a worst-case scenario (it is preferable to use insurances). For instance, if a student gets hospitalized with an incurable disease or requires dangerous surgery, a simulation should be conducted with the following things in mind.</p> <p style="padding-left: 40px;">Organization of the crisis team.</p> <p style="padding-left: 40px;">Responses prior to a surgery (explaining the medical condition with a language barrier), obtaining consent to bring over the family, securing a guarantor upon hospitalization).</p> <p style="padding-left: 40px;">Care supports (understanding and responding to the patient's request) after surgery and discharge from a hospital.</p> <p style="padding-left: 40px;">Financial problems (medical costs, insurance situation, student status, tuition, and living costs after discharge)</p> <p style="padding-left: 40px;">Response in case of the student's death by disease.</p> <p>4-5. Cross-Culture Make clear who to contact and consult (for mental care support), in case of problems concerning living habits and religions.</p> <p>4-6. Others Explain the measures against problems concerning human relationship, all kinds of harassments, academic work, career, tuition, and finance. Also, hammer out effective measures to lose language barriers.</p> |
| <p>5 . 大学が外国人留学生に加入を勧める保険</p> <p>5. Insurances recommended for International Students</p> | <p>外国人留学生が留学中などに死亡又は重篤な病気になったり怪我をした場合の大学の対応で、家族を呼び寄せるための費用や遺体移送費用、火葬費用などを準備しなければならない事態も想定される。このことから、大学は、「留学生救済者費用保険（遺体移送費用や火葬費用などが補償される）」への加入を勧める。</p> <p>If an international student dies, get seriously ill, or get injured during the stay in Japan, the university must prepare the costs to bring over the family, transfer the body, and cremate the body. Therefore, the university must strongly encourage students to join the "Reliever's Expense Insurance for International Students", which insures the costs of transfer of the body, cremation, and others.</p> |



3. 学生の海外留学の危機管理対応

(1) 学生の派遣前の危機管理対応

| 事項 | 業務要領 |
|-----------------------------------|--|
| <p>1. 派遣前オリエンテーション等の実施</p> | <p>大学が行う派遣先情報などの把握と説明事項</p> <p>(1) 派遣先(国)の国際情勢の変化や動向(テロ、天変地異、流行病等)を注視し、危険度・危機情報を把握したうえ学生を指導・助言する。 外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。</p> <p>(2) 派遣先(国)の風俗慣習、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生を指導・助言する。</p> <p>(3) 派遣先(国)の対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、学生を指導・助言する。</p> <p>(4) 危機管理の専門家を招き、渡航前の危機管理意識の高揚を図るため危機管理セミナーや説明会を開くことが望ましい。</p> <p>(5) 派遣学生に留学などの日程、期間、住所、連絡先、留学先大学指導教員等について記載された「留学届」(様式1、p.17)を提出させる。また渡航後それらに変更になった場合は、速やかに大学へ連絡するよう周知しておく。</p> <p>(6) 派遣前に渡航時の危機管理についてオリエンテーションや説明会などで次のような印刷物を配布し、注意喚起を行う(外務省発行の「海外旅行のトラブル回避マニュアル」等)。</p> <p>(7) 「海外旅行傷害保険」、「留学保険」等の資料配布と加入案内も行う。さらにクレジットカード等に自動付帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、填補されないケースがあることについての説明も行う。また、「海外旅行傷害保険」や「留学保険」などで填補されていない危険については、「学生総合共済」などで危険負担がなされていることもあるので、これらについても説明を行う。また、派遣先(留学先)の大学での共済制度や保険制度について調査し、その説明も行うことが望ましい。</p> <p>(8) 危機に遭遇した際の連絡体制(別表3、p.22)についてあらかじめ説明し、派遣前に確認をさせる。</p> <p>(9) 留学期間が1ヶ月を超える学生には、派遣前に学生の健康チェックを行うように指導し、既往症のある学生の派遣に際しては必ず健康診断を義務付ける。</p> <p>(10) 派遣先(国)で流行している感染症について把握する。 厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して情報を収集する。</p> <p>(11) 派遣先(国)で流行っている感染症に応じて、事前に予防接種を受けることについての説明を行う。</p> <p>(12) 留学に耐えうる健康状態であることの確認や、無理をして留学した場合に生じる問題について十分に説明を行うこと。</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| | (13) 留学に伴う心理的なストレスが生じた場合は遠慮せず対応窓口にご相談するように説明しておく。 |
| 2. 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用 | 本学の学生が海外留学中などに死亡・入院・行方不明等になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用、遺体輸送費用などの補償される「海外旅行事故対策費用保険」に加入することを義務づける。しかし、保険では補填されない費用については適宜対応費用を大学として措置し対応する。 |
| 3. その他 | (1) 休学の理由が「留学」の場合における留意点 休学届を提出させ、その理由が「留学」の場合、必ず、留学先、連絡方法、留学期間などを「留学届」(様式1、p.17)により、提出させる。 (2) 協定締結の際の留意点 外国の大学等と学術交流・学生交流協定などを締結する際には交流に伴う危機発生時の対応についても協力を得る方策を講じる。 |

(2) 学生の派遣後・危機発生時の危機管理対応

| 事 項 | 業 務 要 領 |
|---------------------------|---|
| 1. 危機のケースと基本的な対応方針 | |
| 1-1. 危機のケース | <p>本学の学生が海外留学などの際に想定される危機発生ケースとして以下のものが考えられる。</p> <p>(1) 海外において重大な天災、テロ、飛行機・列車事故等が発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合</p> <p>(2) 事件・事故等の被害者となった場合</p> <p>(3) 事件・事故等の加害者となった場合</p> <p>(4) 刑事事件の容疑者となった場合</p> <p>(5) 民事事件の加害者となった場合</p> <p>(6) 病気、事件、事故等により重篤な状態又は急逝した場合</p> <p>(7) 行方不明となった場合</p> |
| 1-2. 危機発生時の基本的対応方針 | <p>これらの危機発生ケース毎に危機管理対応はそれぞれ異なるが、災害、事件、事故の発生により、本学の学生が生死不明の場合は、原則として「国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程」(p.28)に基づき対策本部を設けて対応に当たる。</p> <p>また、本学の学生が事件や事故の被害者若しくは加害者になった場合や災害に遭って生存が確認されている場合には、原則として対策本部を設置しないものの現地対応のための本学の教職員を派遣するなどして適宜対応に当たることとする。本学の学生が事件や事故等により現地で加害者になった場合などは、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2. 危機のケース別対応方法</p> <p>2-1. 天災、事件・事故に遭い、生死不明の場合 (生死は明らかになったが、事件・事故等の解決がつかない場合：例えばハイジャック事件が発生し膠着状態が続いている場合等を含む。)</p> <p>2-2. 病気、天災、事件・事故に遭ったが、事件・事故等が解決し、本人が生きている場合</p> | <p>なお、病気や事故などで死亡した場合においても対策本部は設置しないが、本学の教職員を現地へ派遣し、事後処理などの対応に当たることを原則とする。さらに、以上のことに備えて、危機発生時における留学先（派遣先）大学等の連絡・対応などについて協力を得るための事前の確認と要請も行っておく。</p> <p>対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。</p> <p>(1) 危機が発生した場合、対策本部を設置することについて学長が至急決定する。</p> <p>(2) 対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1（p. 18）のとおりとする。</p> <p>(3) 対策本部の設置場所は、原則として第三会議室とする。</p> <p>(4) 対策本部のメンバーなどは直に対策本部へ集合し、当面必要な対応（国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報の収集など）を行う。</p> <p>(5) 危機発生時の情報収集・連絡などは、留学先大学等の協力も得て原則として別表3、4（p. 22、24）に基づき行う。</p> <p>原則として対策本部は設置しないが、危機発生時の連絡を受けた当該部局の長（危機管理員）は、速やかに別表3、4（p. 22、24）に基づき情報の収集・連絡するとともに危機発生後の対応方法は別表5（p. 26）及び以下の事項を参考にするなどし、決定する。</p> <p>(1) 当該部局は、学生支援課、教務課等の協力を得て、別表3（p. 22）に基づき危機の発生状況、当該学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。</p> <p>(2) 危機に遭った当該学生の所属部局の長は現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討する。</p> <p>(3) 現地対応のための教職員派遣が必要な場合は、当該部局において直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。</p> <p>(4) 当該学生の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応などについて当該部局はサポートする。</p> <p>(5) 本学の教職員を現地対応のため派遣する際には、適宜学生支援課、教務課等の協力を得る。</p> <p>(6) 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館などと連絡・相談の上、その後の対応方法を決定する（帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断など）。その際、随時愛知教育大学（当該部局の長など）へ連絡・相談も行いつつ進める。</p> |
|---|---|

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>2-3. 病気、天災、事件・事故に遭い本人が死亡した場合</p> | <p>(7) 当該部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡する。</p> <p>原則として対策本部は設置しないが、危機発生により死亡の連絡を受けた当該部局の長（危機管理員）は、速やかに別表3、4（p.22、24）に基づき情報の収集・連絡するとともに危機発生後の対応方法は別表5（p.26）及び以下の事項を参考にするなどし、決定する。</p> <p>(1) 当該部局は、学生支援課、教務課等の協力を得て、別表3（p.22）に基づき危機の発生状況など当該学生に関する情報収集に引き続き努める。</p> <p>(2) 危機に遭い死亡した当該学生の所属部局の長は現地での事後処理等の対応のために教職員の派遣者を決定する。</p> <p>(3) 当該部局において派遣者が確定したら、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。</p> <p>(4) 当該学生の家族が現地へ同行する際は、航空券やホテルの手配、現地での対応などについてサポートする。</p> <p>(5) 本学の教職員を現地対応のため派遣する際には、適宜学生支援課、教務課等の協力を得る。また、現地対応に当たっては在外公館への事前の協力依頼等を行っておくことが望ましい。</p> <p>(6) 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館、同行した当該学生の家族などと連絡・相談の上、その後の対応方法を決定する（火葬の有無、遺体搬送手続きなど）。その際、随時愛知教育大学（当該部局の長など）へ連絡・相談も行いつつ進める。</p> <p>(7) 当該部局は、危機による死亡者発生について関係の保険会社に連絡する。</p> |
|-------------------------------------|---|

(3) 海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準

| 事項 | 業務要領 |
|---|---|
| <p>1. 海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準</p> <p>1-1. 派遣先社会（国）の事情による判断</p> <p>（参考） 外務省の海外安全情報にもとづく海外安全ホー</p> | <p>海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、学生の派遣部局、対策本部等は、派遣先社会（国）の事情、派遣先大学の諸事情等、個人的事情に分けて判断する。</p> <p>派遣先社会（国）の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報をもとに判断する。その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、又は発生の可能性が高まっていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況等を5段階の危険度に区分した、「注意喚起」、「観光旅行延期勧告」、「渡航延期勧告」、「家族等退避勧告」、「退避勧告」の5種類の「海外危険情報」に応じて、以下のような対応を行うことが求められる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/</p> | <p>この「海外危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への派遣（留学）の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合、これらを十分参考にしながら判断することとする。また、「感染症危険情報」も参考にし、判断する必要がある。</p> |
| <p>(A) 「海外危険情報」の種類等</p> | <p>各々の「海外危険情報」の種類と危険度のランクは次のとおりである。</p> <p>(1) 危険度1「注意喚起」 当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、「注意喚起」の具体的内容に従って行動し、危険を避けるように勧めるもの。…<u>実施、継続するが注意を払う。</u></p> <p>(2) 危険度2「観光旅行延期勧告」 当該国（地域）への観光等を目的とする不急の渡航の延期を勧めるもの。また、現地に滞在している邦人に対しては「観光旅行延期勧告」が発生されたことを知らせると共に、状況に応じた注意を払うよう勧めるもの。場合によっては、旅行者の出国を勧めることもある。…<u>延期若しくは中止を基本方針とする。</u></p> <p>(3) 危険度3「渡航延期勧告」 当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ延期するよう勧めるもの。また、現地に滞在している邦人に対しては「渡航延期勧告」が発生されたことを知らせると共に、状況に応じた注意を払うよう勧めるもの。場合によっては、現地に滞在している邦人のうち事情が許す人の出国を勧めることもある。…<u>中止、途中帰国させる。</u></p> <p>(4) 危険度4「家族等退避勧告」 危険度3「渡航延期勧告」の趣旨に加え、当該国（地域）からの退避に必要な準備を行うよう勧めるとともに、現地に滞在している邦人のうち家族など事情が許す人に対しては、安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧めるもの。…<u>中止、即刻帰国させる。</u></p> <p>(5) 危険度5「退避勧告」 危険度3「渡航延期勧告」の趣旨に加え、現地に滞在している全ての邦人に対して当該国（地域）から、安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧めるもの。…<u>中止、即刻帰国させる（退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する）。</u></p> |
| <p>(B) 「感染症危険情報」の種類等</p> | <p>外務省より提供されている「感染症危険情報」の種類と危険度のランクは次のとおりである。これは、以下の4つのカテゴリーにより、安全対策の目安として出されているものである。</p> <p>(1) 十分注意してください。…<u>実施、継続するが、注意を払う。</u></p> <p>(2) 渡航の是非を検討してください（「不要不急の渡航の延期をおすすめ」を含む）。…<u>延期もしくは中止を基本方針とする。</u></p> <p>(3) 渡航の延期をおすすめします。…<u>中止、途中帰国させる。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(C) 海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集（海外医療情報）</p> <p>1-2. 派遣先大学の諸事情等による判断</p> <p>1-3. 個人的事情による判断</p> <p>(A) 病気・怪我対策</p> | <p>(4) 退避を勧告します。...<u>中止、即刻帰国させる（退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省のホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/) ・「在外公館医務官情報」(世界の医療情報) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/) ・「海外安全ホームページ」(http://www.pubanzen.mofa.go.jp/) ・厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) ・「海外渡航者のための感染症情報」(FOR Traveler's Health (FORTH)) (http://www.forth.go.jp/) ・厚生労働省検疫所のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html) ・「ProMED 情報データベース」(http://www.forth.go.jp/hpro/promed.html) ・労働者健康福祉機構 (http://www.rofuku.go.jp/) ・海外勤務健康管理センター (JOHAC) (http://www.johac.rofuku.go.jp/) ・「海外勤務者のための医療・衛生情報」(http://www3.johac.rofuku.go.jp/) ・国際協力機構 (JICA) (http://www.jica.go.jp/) ・海外渡航者の為の医療情報サービス (http://malaria.himeji-du.ac.jp/lpublic/malaria-net-j/home.html) ・国立感染症研究所 (NIID) (http://www.nih.go.jp/niid/index.html) ・「感染症情報センター」(IDSC) (http://idsc.nih.go.jp/index-j.html) <p>以下の場合、原則として留学の中止、延期又は帰国をさせる。</p> <p>(1) 派遣先大学における学業継続不可（学力不足、自然災害、大学の倒産など）</p> <p>(2) 派遣先大学を退学処分等となった場合</p> <p>(3) 派遣先（国・地域）の自然環境の悪化（生活継続が困難化）してきている場合</p> <p>(1) 留学（1ヶ月以上）による渡航予定の学生は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。現在、通院して治療中の者については、留学等に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先での受診医療機関を確かめるなど継続医療を行う体制を整えておくように指導する。</p> <p>(2) 派遣中の学生が病気や怪我により1ヶ月以上の入院治療（緊急の場合を除く。）が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。</p> <p>(3) 留学の継続困難となる精神科疾患を有する場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国させることが望ましい。</p> |
|--|--|

| | |
|-----------------|---|
| <p>(B) 犯罪対策</p> | <p>(4) その他、派遣先（国）によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院、手術、治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で療養させることも考慮する。</p> <p>(1) 刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被疑者となる。…<u>滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に適宜判断。</u></p> <p>(2) 薬物等（法定）の依存症に罹患する。…<u>滞在国の法律上の扱いに基づき判断。</u></p> <p>(3) 民事上の犯罪による加害者・被疑者となる。…<u>滞在国（大学・国）の法律等に基づき扱われるのでそれを基に適宜判断。</u></p> |
|-----------------|---|



4. 派遣（留学）学生が行うべき危機管理対応

| 事項 | 業務要領 |
|--------------------|---|
| 1. 渡航前に行う事項 | <p>(1) 留学に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項 危機発生の可能性を十分認識しておく。 危機発生時のシミュレーションを行う。 健康状態のチェック（保健環境センターなどとの相談や健康診断を受ける。）をする。</p> <p>(2) 愛知教育大学での渡航前の手続きや行うべき事項 「留学届」（様式1、p.17）を必ず愛知教育大学へ提出する。 危機管理に関する説明会やオリエンテーション等へ参加する。</p> <p>(3) 保険への加入と確認すべき事項など 留学の危機に備える保険（例：海外旅行傷害保険・学生総合共済等）に加入する。 航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認する。 渡航前に加入した保険の内容について愛知教育大学に連絡する。</p> <p>(4) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集の必要性 国際情勢の変化や動向について把握する。 渡航先の現地安全情報（例：外務省・在外公館のHPを活用）を把握する。 渡航先の感染症情報の把握（例：厚生労働省検疫所のHP）と必要な予防接種を受ける。 渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておく。</p> <p>(5) 留学先大学等の危機管理体制などについての情報収集 危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を調査する。 留学先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。</p> |
| 2. 渡航後に行う事項 | <p>(1) 在外公館への在留届提出と危険情報の把握 災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるように旅券法により、3ヶ月以上外国に滞在する日本人は在留届の提出が義務づけられている。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3ヶ月未満でも届け出るようにする。 在外公館のHPなどで、定期的に留学先の危険情報について把握する。</p> <p>(2) 留学先等での危機管理体制把握と愛知教育大学への連絡 留学先等での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなど</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| | <p>には必ず参加する。</p> <p>留学先等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、愛知教育大学へ報告する。</p> <p>渡航後に加入した保険とその内容について愛知教育大学へ報告する。</p> <p>(3) 自己の危機管理</p> <p>緊急連絡先（留学先等の電話番号や住所など）を記したメモ等を外出の際は必ず携帯する。</p> <p>緊急時の家族への連絡体制の確認も行う。</p> <p>緊急時の愛知教育大学への緊急連絡体制を確認・準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人若しくは留学先等の関係者などから連絡する体制を確保しておき愛知教育大学に連絡する。 ・留学先等の関係者に緊急時の愛知教育大学への連絡先を知らせておく。 ・愛知教育大学の危機管理対応体制（別表3、p. 22）を基本に連絡等が行えるようにしておく。 <p>海外渡航中は自動車等の運転はしない（違反や事故の場合の手続き、賠償責任やコストの問題などあり）。</p> |
| <p>3 . 危機に遭遇した場合の対応</p> | <p>(1) 留学先等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。</p> <p>(2) 緊急連絡体制（別表3、p. 22）に基づき愛知教育大学へ連絡・相談する。 なお、自ら連絡できない場合などは、留学先や在外公館等の関係者に愛知教育大学への連絡を依頼する。</p> <p>(3) 在外公館の連絡・指示に従って行動する。</p> <p>(4) 家族へ連絡する。</p> <p>(5) 保険会社にも連絡する。</p> |



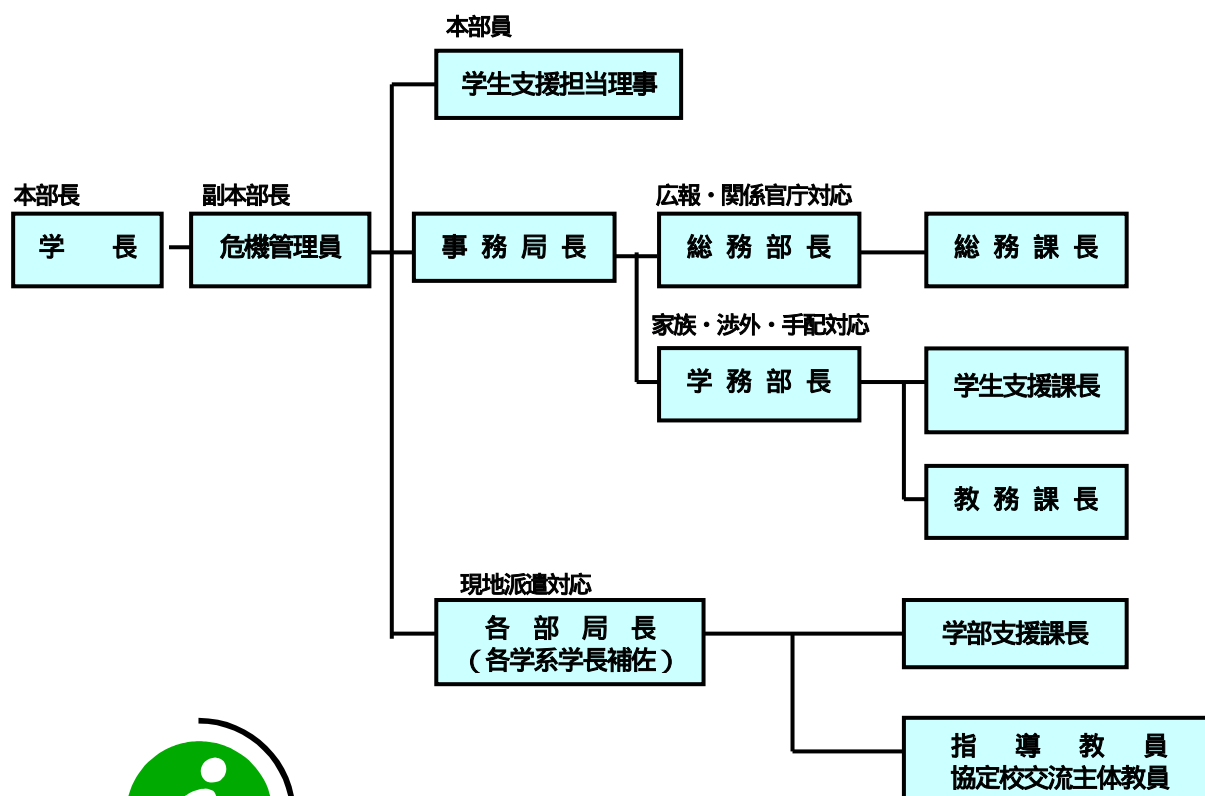
留 学 届

愛知教育大学

| | | | |
|--------------------|---------------|-------------|--------|
| 氏 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 所 属 | | 学 年 | |
| 学 籍 番 号 | | メールアドレス | |
| 血 液 型 | | 既 往 症 | |
| 現 住 所 | | | |
| 電 話 番 号 | | メールアドレス | |
| 指 導 教 員 名 | | 職 名 | |
| 所 属 | | | |
| 電 話 番 号 | | メールアドレス | |
| 留 学 先 | | 受入れ窓口・担当者名 | |
| 学部・研究科 | | | |
| 留学先の住所 | | | |
| 電 話 番 号 | | メールアドレス | |
| 留 学 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 留学中の住所 | | | |
| 電 話 番 号 | | メールアドレス | |
| パスポート番号 | | | |
| 発行年月日 | 年 月 日 | | |
| ビザ申請先 | | 電 話 番 号 | |
| ビザの種類 | | ビザ照会番号 | |
| 学生教育研究災害傷害保険 | | 加 入 ・ 未加入 | |
| 学 生 総 合 共 済 | | 加 入 ・ 未加入 | |
| 海外旅行者傷害保険等 | | 加 入 ・ 未加入 | |
| 会 社 名 | | 電 話 番 号 等 | |
| 保 険 証 番 号 | | 保 険 の タ イ プ | |
| 渡 航 日 | | 便 名 | |
| 出 発 地 | | 出 発 時 間 | |
| 到 着 地 | | 到 着 時 間 | |
| 航空券手配会社名 | | 電 話 番 号 等 | |
| 国内緊急連絡先（2名指定して下さい） | | | |
| 氏 名 | | 続 柄 | |
| 住 所 | | | |
| 電 話 番 号 | | メールアドレス | |
| 氏 名 | | 続 柄 | |
| 住 所 | | | |
| 電 話 番 号 | | メールアドレス | |

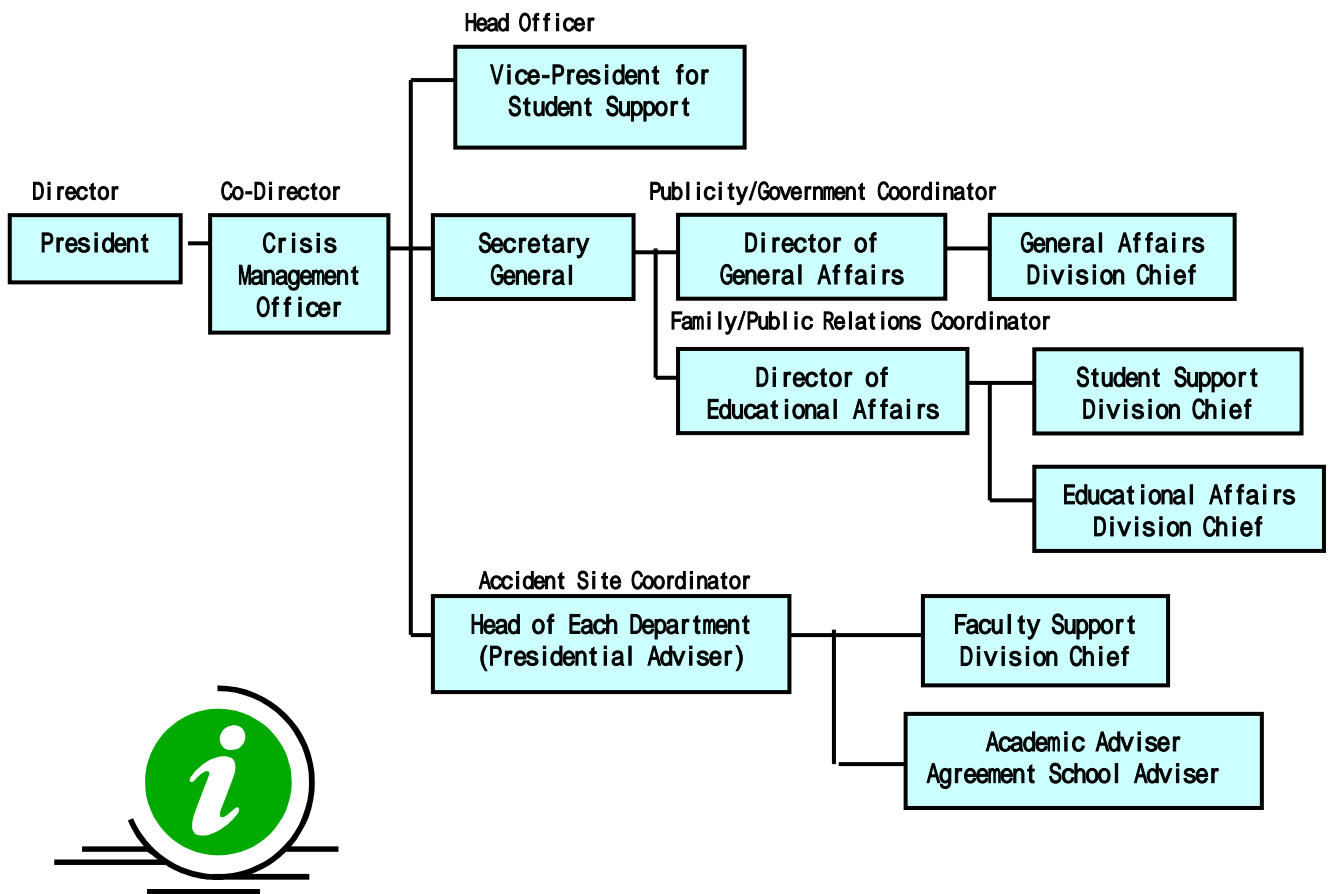
* この情報は、留学期間中における危機管理（事故等が発生した場合の対応）のために使用するものであり、その他の目的には使用しません。

別表1：愛知教育大学における国際交流（外国人留学生受入れ・学生の海外留学）に伴う危機管理対策本部組織図



| | |
|------------|---|
| 広報・関係官庁対応 | マスコミ等学外の対応窓口となる。記者会見等のセッティングを行う。文部科学省等関係官庁との連絡調整に当たる。 |
| 家族・渉外・手配対応 | 事故の概要、詳細、経過等を保護者等に伝える。以降保護者等の対応窓口となる。 現地からの情報等を収集し、本部長に報告するとともに各担当に情報等を提供する。 対策本部の指示を現地担当等に伝達するとともに現地派遣のための手配を行う。 |
| 現地派遣対応 | 現地に赴き詳細な情報を対策本部に連絡するとともに対策本部の指示に従い事後処理を行う。現地で家族の世話等を行う。 |

Chart 1: Organization of Emergency Headquarters



| | |
|-------------------------------------|--|
| Publicity/Government Coordinator | Act as liaison with mass media and other external institutions. Set up press conferences and make contact with governments including the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. |
| Family/Public Relations Coordinator | Act as liaison with guardian and provide information including summary, details, and process on an accident. Collect information from the accident site and inform them to the director as well as the person in charge. Convey instructions given by the emergency headquarters to the person in charge of the accident site and arrange for the dispatch of staff. |
| Accident Site Coordinator | Proceed to accident site and inform detailed information to the emergency headquarters, wind up matters after the accident as instructed, and take care of the family. |

別表2：外国人留学生に対する危機管理対応体制（国内・国外連絡網）

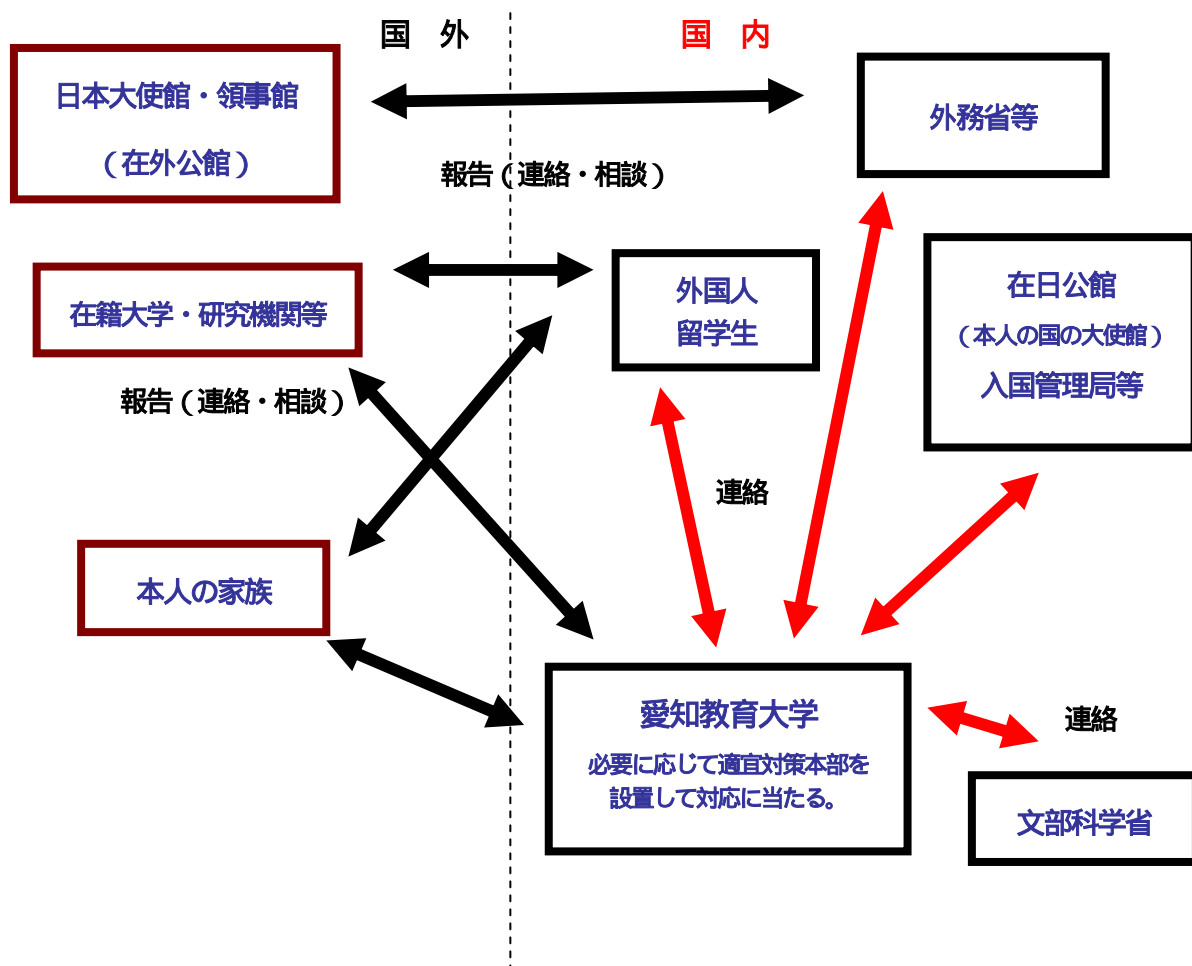
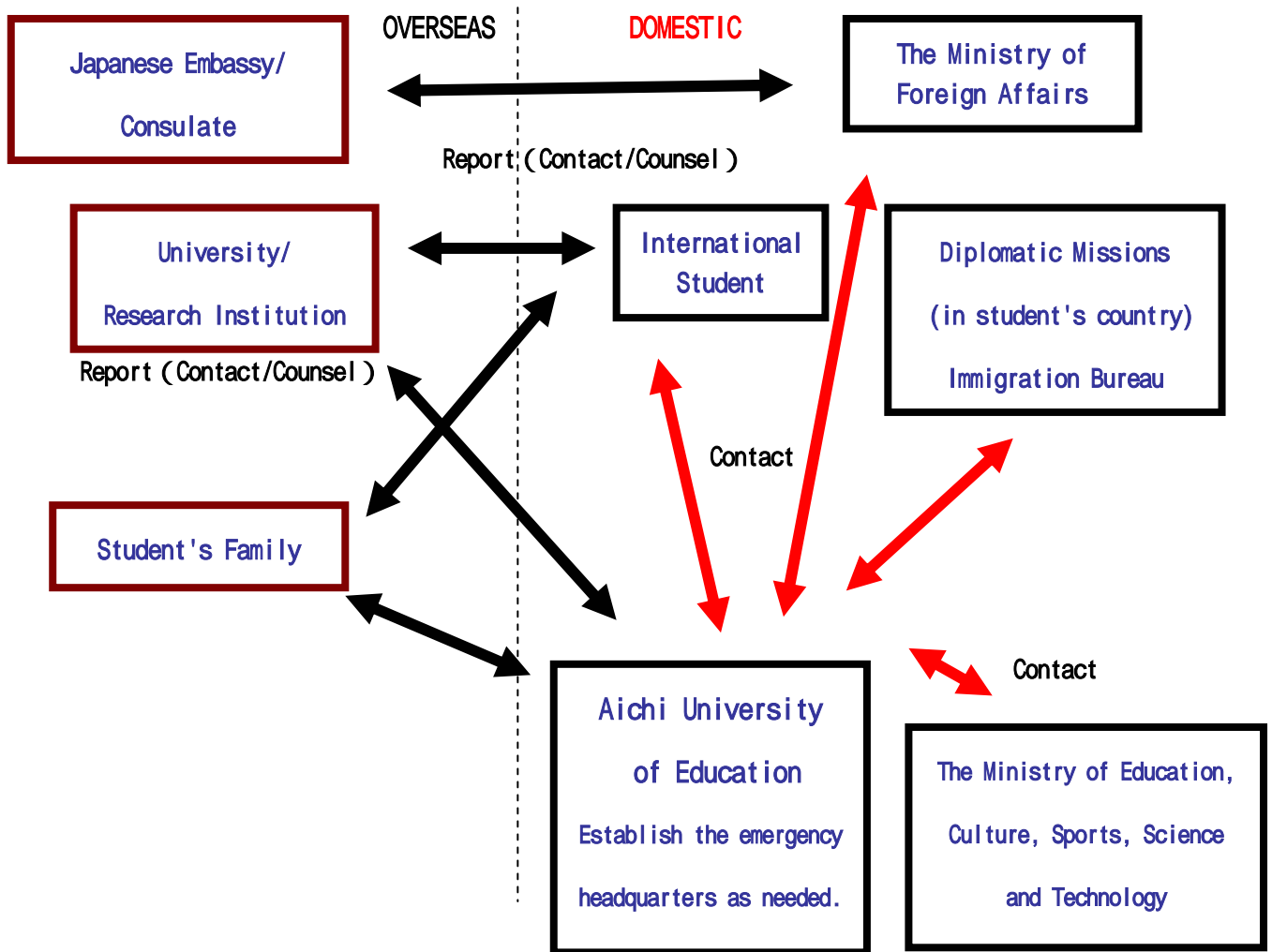


Chart 2 : Crisis Management System for International Students
(within and outside Japan)



別表3：海外留学時の危機管理対応体制（国内・国外連絡網）

- 留学先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制 -

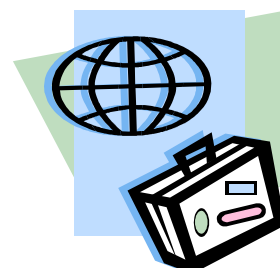
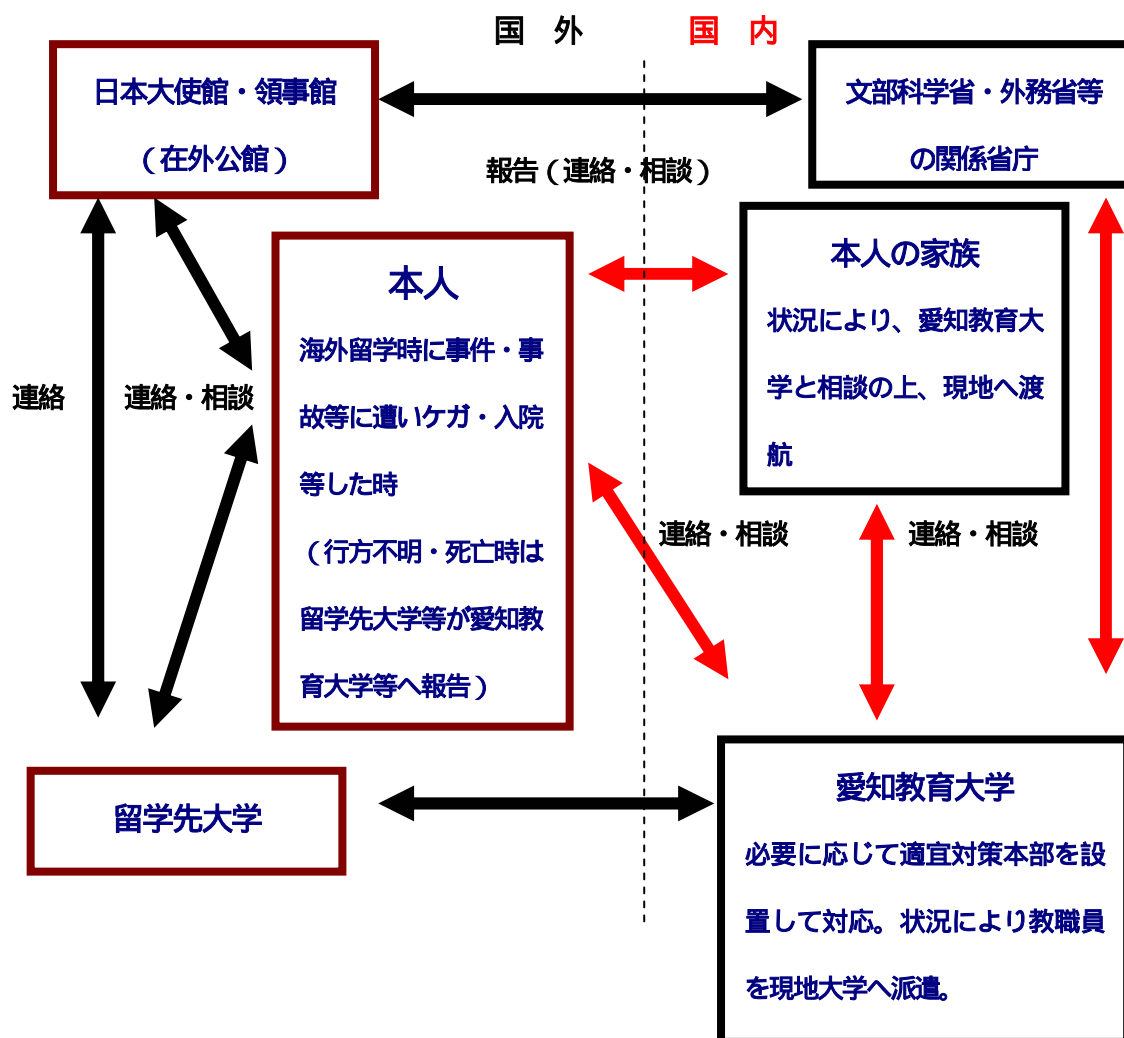
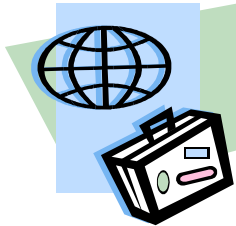
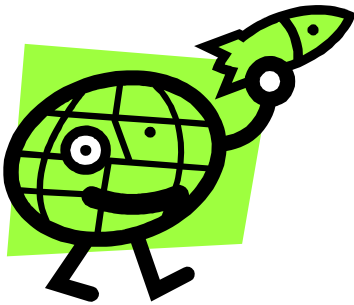
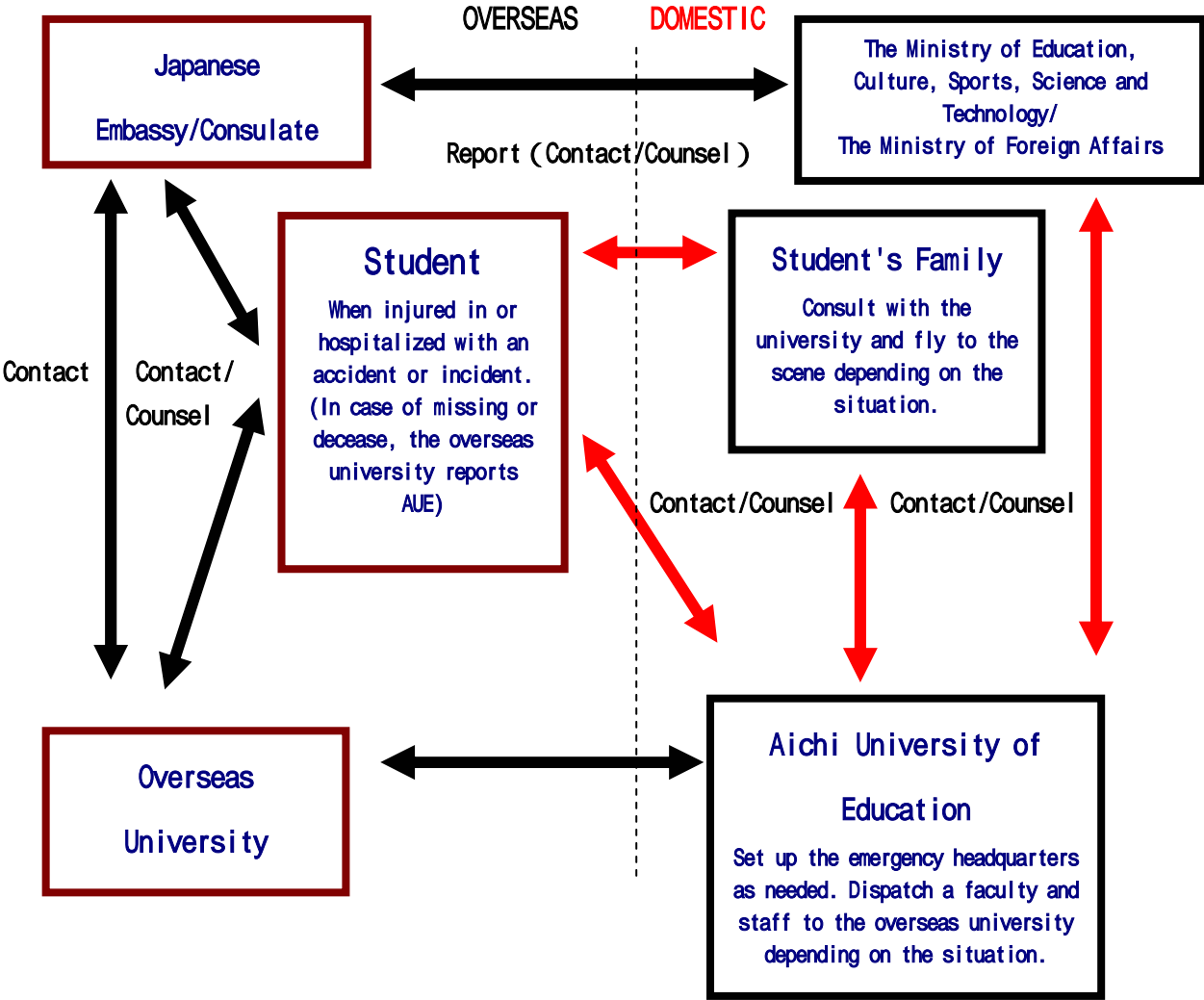
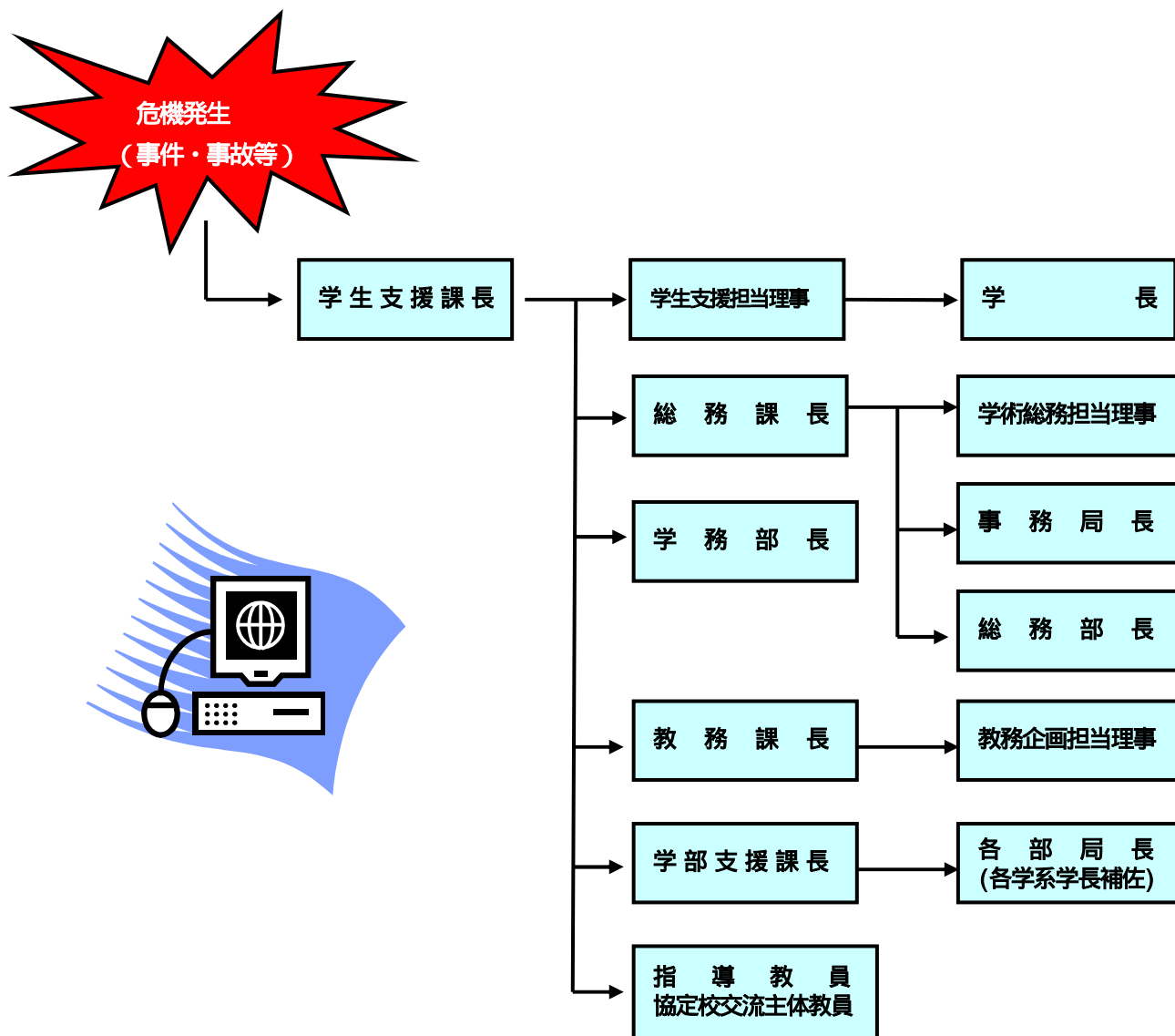


Chart 3 : Crisis Management System for Studying Abroad
 (within and outside Japan)

- In case of an accident or an incident in overseas -



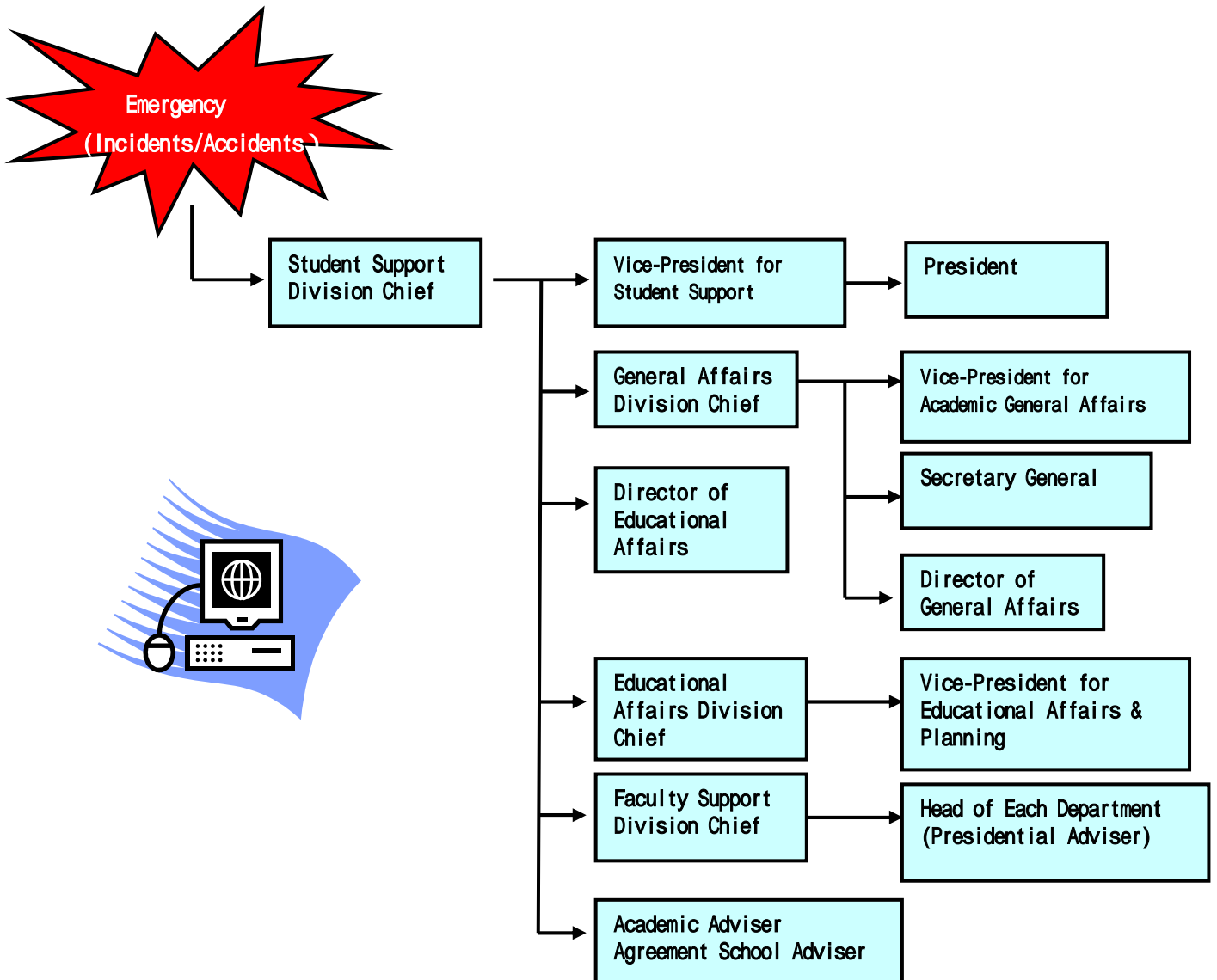
別表4：事件・事故等発生時の連絡網の体制（学内連絡網）



- (1) 電話を受けた者は、順次連絡すること。
 (2) 関係課長等は、対策本部組織図に従い関係者へ連絡すること。



Chart 4 : Campus Network System for Emergencies



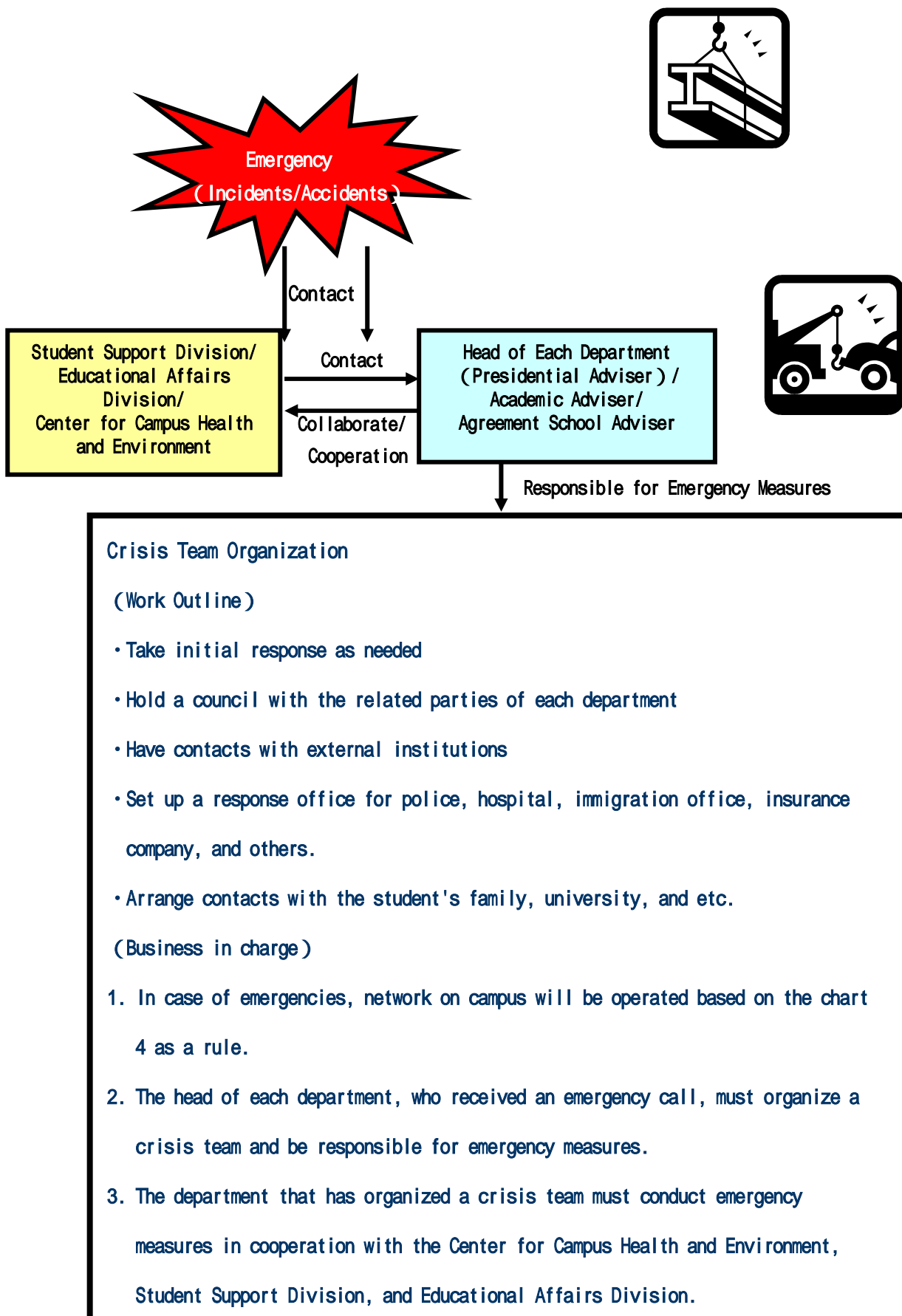
- (1) Person who received a call must sequentially call the next person.
- (2) Related division chiefs must contact other related parties based on the crisis measures organization.



別表5：事件・事故等発生時の対応体制



Chart 5: Emergency Response System (for Accidents and Incidents)



国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程

2007年3月14日

2007年規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、職員（以下「学生等」という。）及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 部局 教育学部の各学系，附属図書館，教育創造センター，教育実践総合センター，障害児治療教育センター，保健環境センター，情報処理センター，理系機器共同利用センター，附属学校部及び事務局をいう。

(2) 部局長 前号に規定する部局長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態

(2) 学生等及び近隣住民等の安全に係わる重大な事態

(3) 施設管理上の重大な事態

(4) 社会的影響の大きい事態

(5) 本学に対する社会的信頼を損なう事態

(6) その他、前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事態

(危機管理のための学長等の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理を総括する責任者であり、全学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 理事は、学長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 部局の長は、当該部局の危機管理の責任者であり、他の部局と連携を図りつつ、当該部局における危機管理体制の充実に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 学長、理事及び部局の長は、危機管理に関するマニュアル等資料の配付、研修及び訓練の実施等により、全学又は当該部局における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 学長、理事及び部局の長は、法令及び関係する学内規則等に従い、学生等及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 3 学長、理事及び部局の長は、第3条各号に規定する危機事象が発生した場合には、学生等及び近隣住民等に対し、必要な情報提供等を行うものとする。

(危機管理員)

第6条 学長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。
- 3 危機管理員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長

(2) その他学長が指名する者

(危機事象に関する報告等)

第7条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、当該部局の危機管理員に報告しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の報告を受け又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、当該危機事象の対処方針等を危機管理員と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

第8条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

(2) 副本部長は、危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部員は、本部長が指名する理事，関係部局の長及び関係部・課長をもって充て、対策本部の業務を処理する。

3 対策本部の事務は総務部総務課が主管し，副本部長の指名する関係部局の職員が参画する。

4 対策本部は，危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第9条 対策本部は，本部長の指揮の下に，危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 職員は，対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は，その危機事象処理に当たり，役員会，経営協議会，教育研究評議会及び関係委員会等（以下「役員会等」という。）の審議を含め，本学の学内規則等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合，対策本部は，危機事象の対処の終了後に，役員会等に報告しなければならない。

(部局における危機への対処等)

第10条 部局の長は，当該部局のみに係る危機であって当該部局限りで対処することが適切と判断する危機事象については，その内容，対処方針，対処状況等を学長に報告し，了解を得るものとする。この場合において，学長は，当該部局の長の判断にかかわらず対策本部を設置し全学的に対処することができる。

2 部局の長は，当該部局のみに係る危機事象であっても，全学的に対処すべきものと判断する場合は，学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第11条 学長が出張等により不在の場合は，学長があらかじめ指名する者が，この規程に基づき，危機管理に対処するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか，危機管理に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，2007年3月14日から施行する。



国立大学法人

愛知教育大学